

プロポーザルに関する質問・回答について（回答）

物 件 名：鈴鹿市就労準備支援事業委託

鈴鹿市就労準備支援事業委託のプロポーザルに関する質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	鈴鹿市就労準備支援事業委託仕様書3. (1) 就労準備支援プログラムの作成について	就労準備支援プログラムは、実施主体である鈴鹿市指定のものではなく、当該事業の申請者である当法人が作成する独自のものと判断してよいか。	お見込みのとおりです。 本プログラムは市が指定するものではありませんので、厚生労働省の「就労準備支援事業の手引き」等を参考に、受託事業者において独自に作成してください。
2	鈴鹿市就労準備支援事業委託仕様書の3.(2)ウ経済的自立に関する支援の5行目について	就労体験については、年間延べ20人程度の実施を目安とするがあるが、体験先は鈴鹿市の指定する事業所等か。あるいは、当法人が独自で協力を得られる企業等を対象と捉えてよいか。また、当法人に属する部署も体験先の対象と捉えてよいか。	就労体験先の指定はありません。 受注者が独自に協力を得られる企業や、受託事業者に属する部署を体験先としていただいで差し支えありません。
3	鈴鹿市就労準備支援事業仕様書の3. (5) 就労体験先の開拓について	前項にも関連しますが、当該事業受託者の新規開拓に限らず、法人内で既に企業連携を実施する部署との協働・連携に基づく機関を当事業の就労体験先として検討してもよいか。	就労体験先については、新規か既存かは問いません。 受託事業者が既に連携している企業等を就労体験先としていただいで差し支えありません。